

第13回 日本社会福祉学会フォーラム
2017年3月26日(日)/岡山市

児童福祉法の改正に期待する —SSWの立場から—

四国学院大学 富島 喜揮

(香川県教育委員会SSWer・日本学校ソーシャルワーク学会員)



はじめに

児童生徒の現状と学校(高等学校)を中心としたメゾレベルの取り組みを報告するとともに、スクールソーシャルワーカーとして「児童福祉法」の改正に、何をどのように期待するか報告する。



● 学校の現状とSSWerの活動

● 学校へのSSWer導入 ●

○ 1995年 スクールカウンセラーの導入

学級崩壊、いじめ等子どものこころの問題への対処を目的に学校に導入される。

しかし、複雑多様化する社会に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化し、こころの問題への対処だけでは問題の解決がおぼつかなくなる。

○ 2008年 スクールソーシャルワーカー（以下、SSWer）の導入

子どもを取り巻く環境（家庭、友達関係、地域等）への働きかけを行うことで問題解決することを目的に学校に導入される。

○ 香川県の状況

単県事業として、2001年度から学校にSSWerを導入している。

2016年度は、小中学校、高等学校合わせて50名近いSSWerが県内で活動している。

子どもを取り巻く状況

学校が抱える問題や課題

- 学級崩壊
- 虐待(主としてネグレクト)
- 学校の対応枠を超える生活問題への対応
- 過重労働による教師の疲弊など

子どもが抱える問題や課題

- いじめ
- 不登校
- 虐待
- 暴力行為 など

《高等学校》

- 進路
- 成績
- 人間関係
- 性
- メンタルヘルス など

家庭や地域が抱える問題や課題

- 核家族化や離婚等による養育する力の低下
- 子どもを育てるコミュニティの力の低下 など

学校(勤務校)の状況

《勤務校の概要/2016年度》

- 生徒数 全日制普通科:279名、定時制普通科:9名
- 教員数 全日制:36名+ALT・SC・SSWer、定時制:5名+SC・SSWer

具体的な支援内容

- ① 特別支援教育的配慮が必要
- ② 家庭問題(経済・不和・家族のメンタルヘルス)
- ③ 不登校傾向
- ④ メンタルヘルス
- ⑤ 問題行動

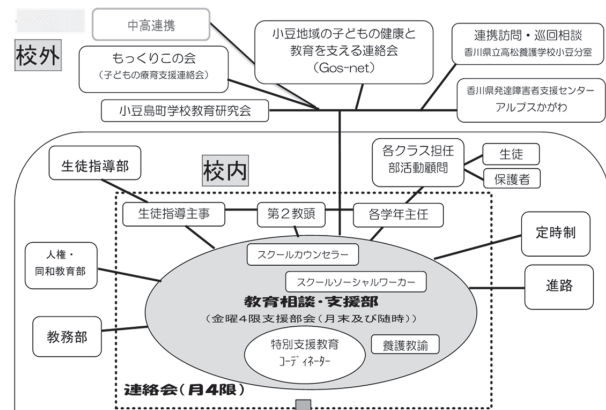
校内での課題

- ① 単位を履修・修得できない
- ② 二次的支障を起こす
- ③ 支援体制がないため担任の負担が大きい
- ④ 支援の格差や教員間の認識の違い

約10%の生徒に
何かしらの困難や課題

(2016年、教育相談・支援部調べ)

勤務校の支援体制



SSWerの業務実態

- SSWerの業務は、生徒・保護者に対する支援や教師に対するコンサルテーション、ケース会議等が一般的である。
- 支援内容としては、不登校や進路変更を含む修学支援、いじめ等、活用事業に示されているものが多く、ミクロレベルのSWが中心となっている。

《参考：SSWerの業務》

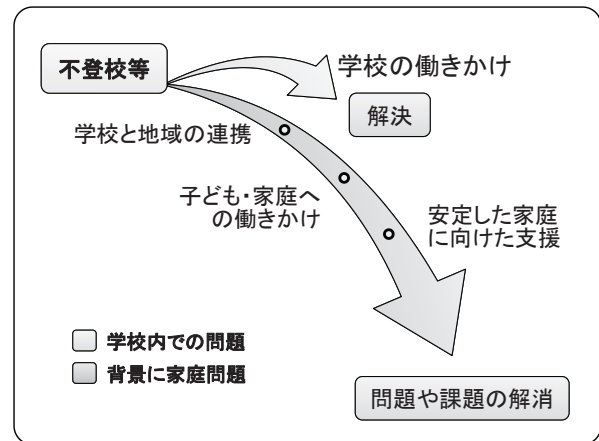
- 学校生活(就学、経済、社会生活等)を円滑に営むための援助・支援
- 精神的、社会生活面の問題や課題解決のための援助・支援
- ハラスメントに対する権利擁護
- ケースのリスクアセスメント
- 教師に対する助言と指導
- ケース対応のためのケース会議等の開催
- 学内、学外関係機関との連絡調整
- 研修等の立案・企画



・ 勤務校におけるメゾレベル実践

生徒を支えるための地域づくり

- 不登校等の問題や課題を抱える生徒の背景に家庭問題が、学校は介入を差し控える控える傾向にある。
- 家庭問題を解決することで、生徒の抱える問題や課題の解決に結びつくケースも少なくない。
- 不登校等の問題や課題の解決には、学校と地域が連携した包括的な支援が不可欠である。



生徒の抱える問題や課題の背景と支援

生徒の生活を支えるGOS-netの活動①

課 題

- ・ 児童・生徒の問題や課題を保健・福祉、教育、医療といった総合的な視点でとらえ、職域を超えた包括的な支援
- ・ ライフステージに応じたなめらかな支援の継続

目 標

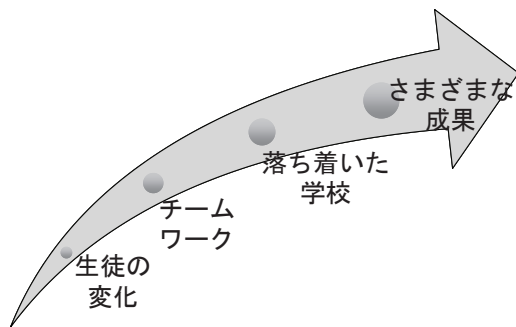
- ・ どの子どもこの子ども等しく、豊かで健やかに育つ環境づくり



第5回 A地域の子どもの健康と教育を支える連絡会
日 時:2016年2月22日(月)

生徒の生活を支えるGOS-netの活動②

《その後の変化》



支援の必要性な生徒の減少

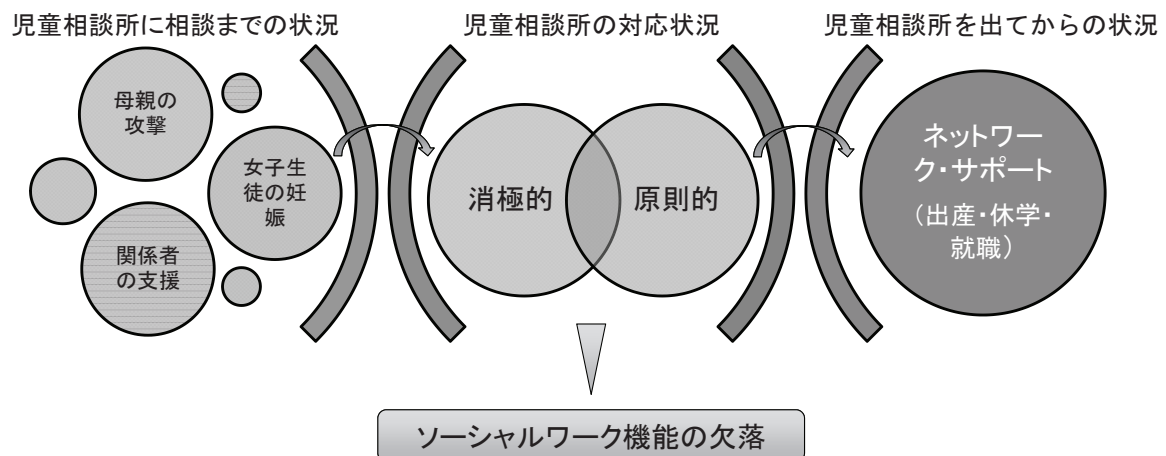
※ 人数は述べ数

	2015年度	2016年度
全 体	13%	10%
1年生	22人	12人
2年生	12人	7人

(2016年、教育相談・支援部調べ)

生徒の生活を支えるGOS-netの活動③

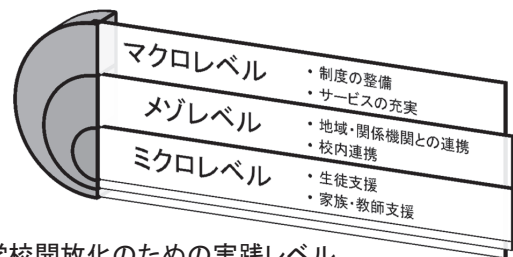
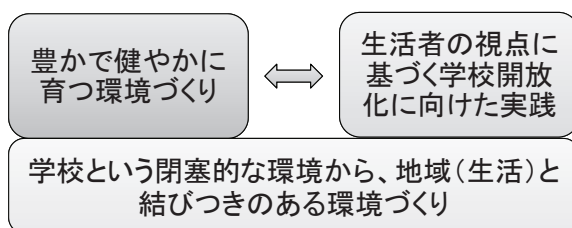
事例紹介—児童相談所の介入が期待できず、関係者との連携で支えたケース



学校におけるSSWer導入の意義

生徒のライフステージに応じた、なめらかな支援を継続して行うことを目的に、保健、福祉、教育、医療といった総合的な視点に基づく、職域を超えた包括的な支援の基盤づくりにある。

《SSWer導入の意義》



学校開放化のための実践レベル



「児童福祉法」改正に期待する

「児童福祉法」改正に期待する理由

○期待できない児童相談所の現状

- ① 機能麻痺状態の児童相談所（ケースの多さによる多忙）
- ② 福祉専門職の少なさ（行政職の異動人事の弊害）
- ③ ソーシャルワーク機能の欠落（少ない福祉専門職）



支援体制の強化に対する期待

生徒や家族の支援強化

○ 生徒や家族に対して迅速で細やかな対応

- ① 市町村における支援拠点の整備
- ② 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ③ 児童相談所の体制強化

「児童福祉法」改正に伴う課題

現場に反映されることのない、アリバイづくりの研修の回避

○行政職員の専門性の脆弱さを補強する研修内容

- ① 福祉の理念と価値
- ② 児童福祉の基本的知識
- ③ ソーシャルワークの価値、理念、価値、技法

参考図書

- 改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント(中央法規出版編集部／2016年11月25日)
- スクール〔学校〕ソーシャルワーク論(共同編集／中央法規／2012年4月20日)



夢二郷土美術館蔵「晩春」

—————•ご清聴ありがとうございました

《MEMO》